

令和 6 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 4）

堺 市

目 次

	頁
議案第 150 号 あっせんの申立てについて……………	3

令和6年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年12月6日
堺市長 永藤英機

議案第 150 号 あっせんの申立てについて

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんを申し立てる。

1 申立先

大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館内 1 階
公益社団法人民間総合調停センター

2 当事者

申立人 堺 市
相手方 東京都千代田区神田練塀町 85 番地
株式会社スタッフサービス
代表取締役 阪本 耕治

3 申立ての趣旨

相手方が雇用する人材派遣労働者が担当していた業務の事務処理誤りにより、職員の給与等から差し引いた源泉所得税の納付遅延が生じ、本市に堺税務署から不納付加算税等の納付が課された本事案について、本市と相手方との責任割合を確認するため、あっせんを申し立てるもの。

あっせんの申立てについて

本市の総務事務センターの業務において、相手方が雇用する人材派遣労働者が、職員の給与等から差し引いた源泉所得税の支出伝票の原本を、支出手続の完了前に誤ってファイリングして保管したことにより、納付遅延が発生し、本市に堺税務署から不納付加算税として 3,803,000 円、延滞税として 49,200 円が課された。

本事案については、本市事務執行上の人材派遣労働者による事務処理誤りが原因であり、相手方との派遣契約書第 16 条（紛争の処理解決）において、派遣元企業の責任と負担に係る事項についての定めがあることから、これまでの間、相手方と協議及び調整を行ってきたが、両者の負担割合を確認するため、裁判外紛争解決手続として、中立的・客観的な立場である公益社団法人民間総合調停センターにあっせんの申立てを行うものである。

令和6年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その4）

令和6年12月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-24-0032

